

理 由 書

本市では、平成17年6月に市街地環境の保全を目的に、用途地域と連動した高度地区を決定しております。

こうした中で、老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るため、「老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第47号）」が令和8年4月1日に施行されたことに伴い、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）」の題名が改称されたため、本市の高度地区において同法の題名を引用している箇所を変更するものです。